

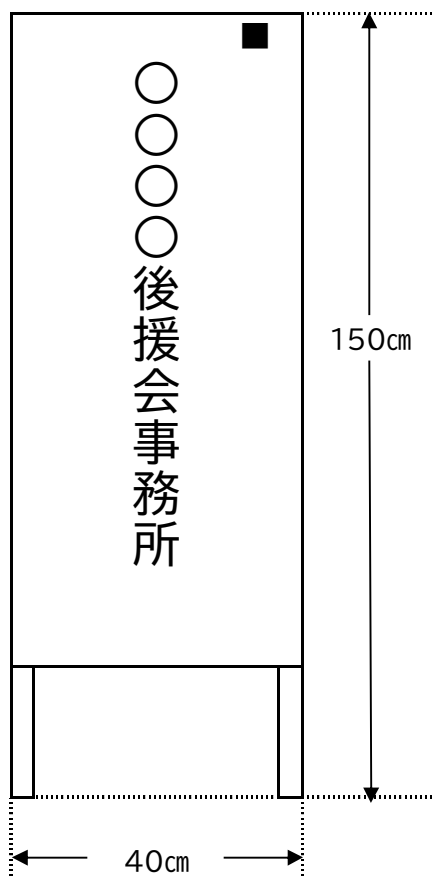
政治活動用立札及び看板の証票について

《数量及び規格》

- 立札及び看板の類は、後援団体のすべてを通じ6個に限られます。
この立札及び看板の類は、浦添市選挙管理委員会が交付した証票を付けなければなりません。
証票を付けたものであっても後援団体の一事務所ごとに通じて2個までしか掲示できません。
- 立札及び看板の類について、大きさは縦150センチメートル、横40センチメートルを超えてはなりません。
この立札及び看板の類は後援団体の事務所以外の場所には掲示できません。例えば「〇〇〇後援会事務所」という立札又は看板を畑や野原の真中とか街角に立てることはできません。
- 立札及び看板等の両面使用は、2個として計算されるので証票は両面に付けなければなりません。

《記載内容等》

- 選挙運動にわたるものであってはなりません。スローガンを書き込む場合は、選挙運動とみなされないものに限りです。
例えば、△△党公認〇〇〇〇、△議会議員候補者〇〇〇〇、投票を依頼するキャッチフレーズなどは、選挙運動とみなされます。
- 選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。また証票交付事務も行いません。特に候補者等の氏名等を冠した後援団体は有効期限を確認してください(浦添市の有効期限は4年)。



注意

左の立札・看板の類の大きさは、字句の記載されている部分のみでなく、足を付けた場合は、その足の部分も含みます。

足の部分も含めて150cmに40cmを超えてはなりません。

■選挙管理委員会が交付する証票の枚数

選挙の種類		候補者	後援団体	交付選管
衆議院	小選挙区	10	15	沖縄県選管
参議院	選挙区	14	21	
沖縄県知事		14	21	
沖縄県議会		6	6	
浦添市	長	6	6	浦添市選管
	議会議員	6	6	
町村	長	4	4	町村選管
	議会議員	4	4	

浦添市選挙管理委員会

〒901-2501浦添市安波茶1丁目1番1号

098-851-5058(直通)

098-876-1234 内線 7161・7164